

令和 7 年第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日開会

令和 7 年 3 月 14 日閉会

高 森 町 議 会

3月5日(水)
(第1日)

令和7年第1回高森町議会定例会（第1号）

令和7年3月5日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

10番 佐伯 金也君

1番 白石 豊和君

日程第 2 会期の決定

(1) 会期（10日間）

自 令和7年3月 5日

至 令和7年3月14日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 5日（水）	本会議	議案審議
3月 6日（木）	本会議	一般質問
3月 11日（火）	休会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
3月 12日（水）	〃	水資源対策特別委員会 議会広報特別委員会 議会運営委員会
3月 14日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 1 号 高森町農業委員の選任について

日程第 5 同意第 2 号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 議案第 9 号 高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 10 号 高森町交流センターの指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 11 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

- 日程第 9 議案第 12 号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 13 号 訴えの提起について
- 日程第 11 議案第 14 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 12 議案第 15 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 16 号 高森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 17 号 高森町たかもりポイントカード条例の制定について
- 日程第 15 議案第 18 号 高森町手数料条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 19 号 高森町課設置条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 20 号 高森町副町長の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 21 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 22 号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 23 号 高森町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 24 号 高森町出産祝金支給条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 25 号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 26 号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 27 号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 28 号 令和 6 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 26 議案第 29 号 令和 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 27 議案第 30 号 令和 6 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 28 議案第 31 号 令和 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 29 議案第 32 号 令和 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 30 議案第 33 号 令和 7 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 31 議案第 34 号 令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 35 号 令和 7 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 36 号 令和 7 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 37 号 令和 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

日程第35 議案第38号 令和7年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

日程第36 議案第39号 令和7年度高森町簡易水道事業会計予算について

日程第37 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。 (10名)

1番	白石 豊和 君	2番	武田 栄喜 君
3番	児玉 幸之助 君	4番	佐藤 武文 君
5番	甲斐 節男 君	6番	後藤 巍 君
7番	牛嶋 津世志 君	8番	後藤 三治 君
9番	本田 生一 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。 (0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総務課長	岩下 徹 君	会計課長	今村 親助 君
税務課長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	生活環境課長	二子石 誠 君
政策推進課長兼TPC事務局長	岩下 雅広 君		
住民福祉課長	石田 昌司 君	建設課長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君	建設課審議員	高崎 康誌 君
総務課課長補佐	植田 雄亮 君	財政係長	児玉 明 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局係長 久保田 一也君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和7年高森町議会第1回定例会の開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。議員の皆さんにおかれましては、公私御多忙のところ本定例会に御参集いただき、お礼を申し上げます。

まず、報道等で御存じだと思いますが、大船渡市の山林火災でございますが、現在、約1週間たった今朝まででありますと、面積が2,900ヘクタールまで拡大しておるところでございます。住宅などの建物被害も多く、今も4,600人を超える方が避難指示が出て避難されてるという状況でございます。国も、また市もそうですが、近隣の自治体もそうですが、やはり東日本大震災の教訓を生かした避難所づくりだったり支援体制というののかなり向上しております、避難者の方の声をお聞きいたしますと、今回は非常にスピーディーだという声も聞けております。

しかしながら、一方では鎮火、つまり収まる状況ではないということと、今までまとまった雨は降ってないということもございます。今後、まとまった雨の予報も出しておりますが、まずは、これは復旧・復興にかなり時間がかかるのではないかと現在予測されておりますので、被害を少しでも食い止めていただいて、一日も早い復旧を願うわけでございまして、熊本県といたしましても、私たち町村会といたしましても何かできるタイミングというのを、現在、模索してるのでございます。

また、埼玉で発生いたしました道路陥没事故でございますが、これももう1か月以上経過いたしております。現時点でも男性運転手の方の救出には至っておらず、近隣の自治体の住民の皆さんも含めて、生活自体に多大な影響を及ぼしている現状でございます。改めまして、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

本町には下水道施設はございませんが、公共施設の安全管理という点において、特に高森町が取り組んでおりますのが橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの架け替えや大規模補修、補強等がございます。現在、町が管理する105の橋で、建設後50年を経過している橋が47、全体の約半分が建設後50年経過しているということでございます。今後、急速な高齢化を迎える中、特に大畠と味鳥の橋の架け替えに伴い、点検等も含め令和6年度の予算2億5,000万円、令和7年度には1億4,000万円の予算を御提案させていただいております。従来は、何か起き

た後、事後保全型、つまり痛みが激しくなって劣化等がかなり大きくなつて対応するやり方でしたが、現在は、傷が小さいうちにこまめな対策を実施する予防保全型に切り替えており、住民の皆さん的安全な生活を守るとともに、維持経費に係る費用を最低限に抑える対応をしてるところでございます。

しかしながら、一方では、道路予算、補修等も含めて大半をこの橋りょうの修繕架け替え予算に使わせていただくということでございますので、今後、通常の新設及び補修等々になかなか予算が回らないというところもございますし、もう一つは、何と言っても人員の確保ができない。小さな市町村では技師の確保及び職員の確保が非常に難しいということもありますので、行政といたしましても費用も抑えながら人の数をどうやるかというところも、今、問われてるところではないかなと思ってるところでございます。

また、先般、木村新知事がお出かけ知事室で高森町に来町をされました。先ほど総務課長が県のホームページを確認いたしますと、高森町でのお出かけ知事室での知事室の中の模様が掲載されていたということでございます。木村知事ですね、高森町の質問をされた7名の方、それぞれの業種の方いらっしゃいましたが、すべて明瞭明確に、そして、分かりやすく例を例えながら説明をされておりました。非常に中に入ったような答えも出していただいた案件もございますし、私と総務課長は、オブザーバーで参加をさせていただいたところでございます。高森町が25名、南阿蘇村が30名の参加であったということでございますが、この阿蘇郡市は非常に参加者が少ないんですが、ほかのところでは大変参加者が多いと聞いております。今後、お出かけ知事室ではなく知事がこのように地元に入っていただく、そして、県の政策を説明していただく、また、住民の方の質問にお答えしていただくというときには、ぜひとも町民の皆さん、議員の皆さんも参加をしていただけますようにお願いを申し上げたいと思います。

最後に、私自身、4期目16年目の15年目を迎えます。後半を迎えるわけでございますが、令和7年度の当初予算でもそうでございますが、しっかりと各種施策の実現に全力を注いでまいりたいと思っております。世の中が非常に急速なスピードで変わってる現状、働き方も変わってきております。私が就任させていただいた15年前と今では全く違いますし、10年前とも全く違います。違うところが多々あります。ただ、基本的なことの数は一緒というところでございますので、職員さんへの負担を最大限軽減して効果があるような、そういう行政の進め方をやることによって、小さな町でも小さな政策を積み上げていくことができるのではないかと考えてるところでございます。ぜひとも議員の皆さん方に御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、委員の選任同意2件、指定管理者の指定、条例制定など議案19件、一般会計及び特別会計の予算に関する議案12件を提案しております。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、佐伯金也君、1番、白石豊和君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月7日に行われました議会運営委員会において、本日3月5日から3月14日までの10日間と決定しておりますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は本日3月5日から3月14日までの10日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

12月定例会後に行われた諸般の報告を各委員長からお願ひいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

議会運営委員会から閉会中の委員会の報告をいたします。

令和7年2月7日午前10時より、第3・第4委員会室にて本定例会の会期日程を協議し、3月5日から3月14日までと決定、一般質問通告期限を2月25日午前中と決定いたしました。

続いて、2月26日午後13時30分より、第3・第4委員会室にて委員会を開

催しております。一般質問通告書が3名の議員より提出され、質問は通告順とし、5番、甲斐節男議員、6番、後藤巖議員、4番、佐藤武文議員の順番にて質問、一般質問日は3月6日と決定しております。両常任委員会は3月11日、各特別委員会、議会運営委員会を3月12日と決定しました。

続きまして、本定例会の上程議案内容を審議しました。本定例会には、同意2件、議案31件が上程されております。議案番号順に同意第1号、同意第2号は当日採決、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は当日採決、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号は総務文教常任委員会へ付託、議案第19号は当日採決、議案第20号は総務文教常任委員会へ付託、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号は当日採決、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算については両委員会へ付託、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号は産業厚生常任委員会へ付託、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算については両委員会へ付託、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号は産業厚生常任委員会へ付託、議案第38号は総務文教常任委員会へ付託、議案第39号は産業厚生常任委員会へ付託と決定しました。

また、陳情・請願ですが、1件の陳情書を受け付け、協議の結果、議員配布しております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君） 6番、後藤です。

総務文教常任委員会の諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会を令和7年2月26日14時半より開催しました。このたびの委員会開催の主な内容は、令和6年度事業の進捗状況及び結果の説明を求めております。その中で主だったものの事業について報告をいたします。

まず、政策推進課ですが、高森町ライドシェアがスタートしております。1日で最高6回の配車実績があり、利用料金の最高は約1万2,000円という実績が上がっているという報告を受けております。実証実験中であるが、3月末までの結果が今後に結びつくので、積極的な呼びかけをするようにと委員会の中でも意見が出ております。

その他、たかもりポイントカードは、約60店舗が加盟予定とのことで、4月の

実施に向けて準備中との説明を受けました。運用開始直後はトラブルも発生する恐れもあり、対応マニュアルなどの準備も必要ではないかという意見も出ております。

また、TPC開局10周年を迎える、町民の皆さまへ分かりやすい歴史やインタビューなどの特別番組制作を期待しております。

また、2出張所の廃止により、郵便局へ業務委託が進んでる状況の説明を受けました。機材の移動や使用方法の伝授などもあり、当面は郵便局内に職員の配置をして対応していくとの説明を受けております。

また、既存施設の今後の利用申込みは、各地区の集落支援員にて対応するという報告を受けております。

教育委員会からは、UD eースポーツの報告がありました。中学生議会でソフトの開発の提案があった事業となります。事業開発には、小学生が1人、中学生が2人、高校生が2人、計5名が開発に関わり、オリジナルソフトを7本製作したことです。3月中にソフト及びコントローラーをすべての公民館へ実装する運びということで、今、動いているという報告を受けました。

これは全体的にわたる話ですけども、注意点としましては、事業実施後の検証ができてないところがあるという点が見受けられました。やはり、今後、事業実施に向けて効率的な取組を行うために、過去からの推移も含め数値を含めた資料づくりが必要であると。また、その資料をもとに、このような事業を展開するというような取組、これが必要ではないかということ注意しております。

委員会としましても、各課局と情報を共有した上で、町民の皆さまの暮らし、防災の向上や交流人口、関係人口の増加へ一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上をもちまして、閉会中の総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

12月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を2月26日午後2時30分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと農林政策課、建設課の順に事業の進捗状況と3月定例会予算案件について、課長、審議員、担当係長出席をいただき協議いたしました。

まず、農林政策課関係では、令和6年度当初予算に計上された高森町農業師匠バッカアップ事業の実施状況について委員から質問があり、担当課からは、農業体験

チラシ、ポスター等を作成し、阿蘇地域振興局、菊池地域振興局、さらにはJA阿蘇本所や福岡県での新規就農相談会、熊本県新規就農セミナー等で参加依頼を行ったが、夏場は高温での農作業体験を敬遠されたり、冬時期は農閑期であることといつになく厳冬であったため参加者がなく、ようやくこの3月に4名の参加予定であるとのことありました。

なお、令和7年度においても同事業を行う計画であるとのことでありますので、今回の反省点を生かし、事業をされるよう要望いたしました。

また、アグリセンターへの4トンユニック車購入については、諸手続きが完了し、3月上旬には納車されるとのことあります。

さらに、令和6年度の事業実績について説明がありましたが、近年、事業減の傾向にあります。これを機に事業増進を図られるようお願いいたしました。

次に、建設課関係で、町道天神・月廻線の道路改良工事に係る用地取得については、事故繰越事業となっていましたが、おおむね8割が完了、残り2割が難航している状況とのことです。このため、担当課からは、今回は事故繰越ということで時間がないため、難航している用地を外してできた分だけで計画を進めさせていただきたいとの申し出がありました。委員会といたしましては、これまで幾多の試みや委員会内の協議を行ってきた経緯から、了承するとともに、今後、事業を行う際に、難航している部分も再度協議を行うことといたしました。

最後に、水道関係について。以前、部落水道であった施設を町が管理し、水道事業を行っておりますが、水源地と給水箇所の高さがあまりなく、一度、管にエアーが入りますと水が出ない状況が続き、担当課では、その対応に追われているとのことです。水道関係につきましては、さきの議会で一般質問も行っておりますが、今回の定例会において課の設置条例の一部改正も行われておりますことから、水道施設の点検、整備について遺漏のないよう対応いただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君） 次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君） 6番、後藤です。

閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会開催を令和7年1月9日、1月16日、1月23日に開催、2月4日、議会広報「絆」第95号を発送しました。

第95号では、第2回高森町を語ろう会として、JA阿蘇女性部高森支部と対談をしております。

また、議会Q&Aを募集をしております。ちょっとした少しだけでも結構ですので、QRコードを付けておりますから、それを読み取って質問をしていただかずか、直接事務局へ質問をでも結構ですので、町民の皆さまの疑問に答えたいと思いますから、どうぞ質問をよろしくお願ひいたします。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第1号 高森町農業委員の選任について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、同意第1号、高森町農業委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第1号で御提案いたしました高森町農業委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本町における農業委員の任期は、本年3月31日をもって満了を迎えます。そのため、新たに次期委員を選任する必要がありますが、同委員の選任については、農業委員会等に関する法律第8条により、議会の同意を得る必要があることから、今回、御提案するものでございます。

内訳といたしましては、農業者の中から任命する委員といたしまして、杉田年徳氏、中川浩志氏、津留孝二氏、松岡浩吉氏、住吉栄男氏、芹口民雄氏、富永安弘氏、二子石富士夫氏、野尻昭生氏、瀬井悦老氏、後藤賢治氏の11名、農業者が組織する団体、その他の関係団体からの推薦に基づき任命する委員としまして、安藤吉孝氏、中川和子氏の2名、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として任命する委員としまして、篠田晶子氏の1名です。

以上、合計14名でございます。いずれも農業に関する識見を有し、農地等の利用に最適化に関する事項、その他、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方々でございます。御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町農業委員の選任についてを採決いたします。この採決は簡易表決といたします。

お諮りします。本件について同意することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町農業委員の選任については、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 同意第2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第2号で御提案いたしました高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、高森町固定資産評価審査委員を務めていただいている甲斐末久氏は、本年3月22日をもってその任期が満了しますが、引き続き同委員を務めていただく選任するものでございます。

同氏は、人格、識見高く、固定資産評価審査委員として適任であります、同委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があることから提案するものでございます。御審議をいただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は簡易表決といたします。

お諮りします。本件について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第9号 高森駅交流施設及び高森駅芝生広場の指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第6、議案第9号、高森駅交流施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） おはようございます。議案第9号で御提案いたしました高森駅交流施設等の指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるために御提案するものでございます。

まず、指定管理者の指定を行う対象施設の名称につきましては、高森駅交流施設及び高森駅芝生広場です。

次に、指定管理者となる団体等の名称につきましては、一般社団法人高森観光推進機構、代表理事、吉川晃史氏です。指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

高森駅交流施設につきましては、昨年7月のオープン以降、町直営でカフェを運営しておりましたが、今回、指定管理者の公募を行いまして、令和7年2月21日に選考委員会を開催し、応募のあった1件について総合的に判断した結果、指定管理者として適切であるとの意見を尊重しまして、今回、御提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号、高森駅交流施設等の指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第9号、高森駅交流施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第9号、高森駅交流施設等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第10号 高森町交流センターの指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第7、議案第10号、高森町交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君） おはようございます。議案第10号で提案いたしました高森町交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町交流センター条例第10条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理者の選定を行うことができるという条文に則り、今回、高森町商工会を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町交流センターでございます。指定管理者となる団体の名称は、高森町商工会会長、吉良充展氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためこの議案を提出するものであります。

以上、今回、提案いたしております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願ひいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号、高森町交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第10号、高森町交流センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第10号、高森町交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第11号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第8、議案第11号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君） 議案第11号で提案いたしました高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇物産館条例第11条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理者の選定を行うことができるという条文に則り、今回、有限会社甲斐商店を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇物産館と高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表取締役、甲斐一郎氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものであります。

以上、今回、提案いたしました内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願ひいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第11号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第11号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第12号 高森町奥阿蘇特產品加工場の指定管理者の指定について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第9、議案第12号、高森町奥阿蘇特產品加工場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君） 議案第12号で提案いたしました高森町奥阿蘇特產品加工場の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇特產品加工場条例第11条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理者の選定を行うことができるという条文に則り、今回、有限会社ヴルスト阿蘇を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇特產品加工場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社ヴルスト阿蘇、取締役、中村敏治氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、今回、提案いたしております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願ひいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、高森町奥阿蘇特產品加工場の指定管理者の指定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第12号、高森町奥阿蘇特產品加工場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第12号、高森町奥阿蘇特產品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第13号 訴えの提起について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第10、議案第13号、訴えの提起についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第13号で御提案しました訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

相手方の住所、氏名については議案の中の被告として記載されてる方となります。内容等につきましては、議案に記載のとおりでございまして、町の顧問弁護士とも対応を協議しました結果、訴訟を提起することとしたものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質問はなしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、訴えの提起についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第13号、訴えの提起についてを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第13号、訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第14号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第11、議案第14号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下徹君） おはようございます。議案第14号で御提案いたしました熊本広域行政不服審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政

不服審査会共同設置規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本町を含む17市町村の共同で設置しております本審査会につきまして、新たに荒尾市及び長洲町が加入することとなりましたことから、その2市町を構成市町村に加えるものでございます。

本審査会の共同設置における地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、地方自治法第252条の7第2項等の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第14号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第14号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第13 議案第16号 高森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第12、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、日程第13、議案第16号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、関連議案ですので一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下　徹君）議案第15号で御提案いたしました刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び議案第16号で御提案いたしました高森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、関連がございますので一括して御提案をさせていただきます。

御説明を申し上げます。従来の刑法では、受刑者を刑事施設に収監する刑罰として懲役と禁錮の2種類が定められておりました。これを令和7年6月1日以降の改正刑法では、その懲役と禁錮が拘禁刑として一本化されます。これにより本町の条例に「懲役及び禁錮」と記載のあるものをすべて「拘禁刑」と変更するものでございまして、議案第15号の条例制定と議案第16号の一部改正、合わせて五つの条例改正等を行うものでございます。条例を制定及び改正をするためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明いたしましたが、審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質問なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第15号及び議案第16号は、総務文教常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第14　議案第17号　高森町たかもりポイントカード条例の制定について

日程第15　議案第18号　高森町手数料条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第17号、高森町たかもりポイントカード条例の制定について、日程第15、議案第18号、高森町手数料条例の一部改正については、関連議案ですので一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第17号、高森町たかもりポイントカード条例の制定について及び議案第18号、高森町手数料条例の一部改正については、関連がご

ざいますので、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第17号で御提案いたしました高森町たかもりポイントカード条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

たかもりポイントカード制度は、高森町が発行するポイントカードのポイントの流通を通して、町内の経済循環を図るとともに、健康づくりやボランティア意識を醸成し、併せて、来訪者の増加と地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを目的としております。

この制度は、令和7年4月1日から実施予定でありまして、ポイントが使用できる町内の店舗も現在約60店舗登録されておりまして、今月中に町民の皆さまのお手元に届くように、カードの発送準備を現在進めているところでございます。カードの利用対象者につきましては、第6条において制限を設けないものとしたとして、町主催のイベント等に参加された町民及び町外からの来訪者にもカードを発行し、加盟店舗でポイントを使っていただくことによって、高森町内の経済の活性化を図るとともに町を訪れられるリピーターの確保の効果があるものと思われます。

次に、議案第18号で御提案いたしました高森町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、先ほどの高森町たかもりポイントカード条例の第7条で、紛失や盗難等によりカードの再発行に係る手数料を1件あたり300円徴収する旨を規定しております、この高森町手数料条例の別表11に「たかもりポイントカード再発行に係る手数料」の項目を追加するものでございます。これらの条例制定及び条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、今回、御提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質問なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号及び議案第18号は、総務文教常任委員会に付託され

ました。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） それでは、11時15分より始めたいと思います。よろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

日程第16 議案第19号 高森町課設置条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第16、議案第19号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下徹君） 議案第19号で御提案いたしました高森町課設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、生活環境課、建設課、農林政策課の各分掌事務について改変を行うものでございます。

具体的には新旧対照表によって御説明をさせていただきたいと思います。横向きの新旧対照表でございます。左側が改正後、新ということになります。生活環境課の課の分掌事務の中にカタカナのオの欄から住宅及び建築に関する事項、以下、5項目を追加ということになります。その5項目につきましては、建設課から移管します。

2ページ目、裏のページを御覧いただきたいと思います。裏のページ左側、建設課のところの一番下に、カタカナのウで農地等の災害復旧に関する事項とございますが、こちらは農林政策課から建設課へ移行する事項でございます。

このような形で行いますが、分かりやすく説明しますと、現在、建設課の所管であります住宅係と水道係、水道事業経営係と水道施設管理係、こちらの業務を生活環境課へ移管することとし、建設課におきまして、一つは、生活環境の維持向上を図ることを目的といたしております。

また、農林政策課の所管でございます、先ほど申しました農地等の災害復旧に関する事項につきましては、新たな建設課に移管することとし、建設課におきましては、土木事業及び農業土木関係、林業土木も含めますが、そういった土木関係を一本化するということで、一つは、農林政策課のスリム化、それと建設課におきまし

ては、より専門性を有する課とすることを狙いとした今回の改変の提案でございます。

条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君） 8番、後藤です。

今回の条例の改正につきましては、昨年の12月に私の一般質問に対して町長の御答弁がありました。近いうちに課の見直し等も視野に入れてやっていくというお話を、早速、この3月に形として示していただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど常任委員会の諸般の報告の中でも少し触れましたけれども、現在、水道事業において、やはり旧部落水道等の関係でそのまま施設を簡易水道に持ち込んだために、いろいろな弊害も出てきているという状況をします。そういったことを今後、いろいろやるためにもそういう組織をきちんとして、水道施設の施設維持にあたつていただきたいという思いから、こういう形で上程いただきまして、本当にありがとうございました。ぜひ、この課においていただいた職員の方には、先ほど提案理由で説明があったとおり、生活の基盤をつかさどる課になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君） 4番、佐藤です。

今回の課設置条例の一部改正については、三つの課が対象になっておりますけれども、条例上の事務分掌については、ここに書いてあるとおりなんんですけども、4月1日から施行することですけども、予定する体制ですね、係の設置とか人員の配置とか、今の時点できめることができる部分についてはちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋津世志君） 総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下徹君） 各課の係等の体制という御質問であったかと思います。新たな建設課におきましては、一つの係は土木係という係、もう一つが仮ですが、現時点では農林土木係と二つの係の設置というところで、今の時点では考えております。

生活環境課におきましては、水道事業経営係と水道施設管理係、それから、住宅

と現在の生活環境の財産管理、そして町民支援、その三つを一つにできないかというところで考えております。これはまだ現時点の案でございますが、名称等もまだ決定しておりませんが、そういう形で進めようと、ですので、生活環境課においては、現時点では3係で回せないかという形で考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）3番、児玉です。

職員配置、新年度から変わっていくことに対しては理解しておりますが、昨今、今、熊本県のほうでも週末のいわゆる週休3日制、もしくは働き方改革、あと、県の職員のほうへ流出する部分といろんな形でそういう、いわゆる職員配置部分もあると思いますけども、今後、高森町の職員の確保、それと職員間の縦のつながり、横のつながり、課長クラス、係長クラス、そういった部分での職員との連携、職員組合との連携、そういったところの構築がちゃんと今後なされていけたらいいなと思ってるんですが、そういうあたりで少し心配がありまして、どうなのかという部分をぜひちょっと答弁していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下徹君）職員間の上下間ですとかそういったところの関係で、職員組合の話も出ましたが、基本的には現状と変わらず密にやっていければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）今回、課の設置条例を変えるということで、現状に適した課にしていかなければいけないということです。と同時に、じゃあ、職員さん大丈夫なんですかと人数的に、非常に厳しいと思います。これはもう最初から分かり切ってたことですけど、就任と同時に10年後は非常に厳しくなると。なぜなら、40代の私が就任したときには係長だった年代の方が全員ほぼ課長になるというところは理解いたしておりましたので、社会人採用枠やほかの民間からの採用等々、もしくは、これまでの高森町役場の習慣等を私自身は直してきたつもりですけど、それは非常に至っておりませんでした。そういう中で、非常に若返った中で、世の中も大きく変わりまして、職員さんのやってる仕事の事数は変わってないんですけど、内容は大きく変わっております。そういう中で、やはりこの小さな市町村は、現在、高森町が直面している40代前半の管理職がたくさんいると。つまり、50代がほとんどいないというところの体制に、過去三位一体の改革のときに職員を入れてない自治体は、これから直面することになると思います。ですので、課の設置条例もそ

ですが、仕事の見直し等が必要になってくると思っております。

そして、議員がおっしゃいましたように、熊本市の週休3日制、これは非常に画期的だと思いますが、これもいろんな市内の市職員の方からの御意見が多かったともお聞きいたしております。熊本県庁の社会人採用、これのある意味行政の経験があられる方の37歳から60歳程度までを採用すると。しかも、採用の条件が非常によいと。しかも、現在、県庁を自己都合退職で退職なされてる方の数が2023年度だけでも、20歳から40歳まで約38名という報道が出ておりました。2024年度、今年はまだそれ以上に増えておるという予測もありまして、まだ最終的な数は発表されておりません。そういう中で、県庁も人がいないという中で、今後、ほかの自治体で行政経験、行政事務を持った方を募集するということが明確に県が出してきてるわけでございます。ですので、先ほど議員がおっしゃったことかなと思っておりますが、働きやすい環境と職員の方が今の御自身、皆さん、ライフスタイルに合った公務員としての働きができるような、そういう環境を構築していくことが、特に小さな市町村には必須条件だし、待ったなしの状態であるのかなと私自身は感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第19号、高森町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第19号、高森町課設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第19号、高森町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第20号 高森町副町長の定数を定める条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第17、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下徹君）議案第20号で御提案いたしました高森町副町長の定数を定

める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、現在1人とされている副町長の定数を2人以内とするものでございます。

理由としましては、大きく3点ございます。

まず、一つ目に人材不足、つまりなり手不足ということにあります。副町長という役職の重責を担える人がなかなか見つからないという現状であること。

二つ目に、役場職員OBの方が理想であるということでございます。過去の一般質問の際にお答えしましたが、今、この議場内にいる管理職の皆さんには、県職員や外部の方からよりも役場職員OBの方からの登用を強く求めております。これは私も含めてございます。それはなぜかと申しますと、私はもう60ですが、管理職の若返りが現実となった今、副町長として町長の補佐や職務代理としての役割も当然必要ですが、それ以上に、私たちの事務事業の監督や職員の育成、また職場環境改善等担っていただく方が特に必要であると、全管理職が認識しているところでございます。

三つ目に、2人以内とした理由でございますが、多様化、そして複雑化する現代の役場業務におきまして、先ほど言いました事務事業の監督や職員の育成、職場環境の改善などにあたっていただくためには、1人の副町長では時間的にも難しく、十分な成果が見込めないということでございますが、2人という人材の確保が難しく、なおかつ、1人でもお引き受けいただく方がおられるならば、今までと変わらず1人副町長の対応を可能とするために、2人以内と今回提案しているものでございます。

以上、大きく3点が提案理由ということでございますが、補足といたしまして、この改正案に御賛同いただきましたならば、2人体制とした場合の役割分担や職務内容等を明確化し、特別職報酬等審議会において、2人とした場合の適正な給料を御審議いただいた上で、改めて本会議に御提案させていただきたいということを申し添えさせていただきます。

条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君） 8番、後藤です。

ただいま提案理由の説明、総務課長のほうからいただきました。そこで、まず確

認をしたいのは、町村関係で2人体制の副町長等が置いてあるケースがあるのかどうかをまず1点確認したいということと、現在、三つの要件で2人体制にしたいというお話がありましたけれども、一番初めの人材不足で、本町では1人の副町長を置くことができる中でも現在置いていないという現状でございます。それが2人必要なかというのは、一つ私としては、ちょっとお聞かせいただきたいなということなんんですけども。

もう一つは、まず、1人は要するに副町長置けるわけですから、現状であって、まず置いた中で、先ほど言われたように、やはりいろいろな部門を二つに分けるとかというのは、置いた中での課題が出てきたときにもう1人必要だなというのは分かるんですけども、今、1人もおいででない中で、今2人にする必要があるのかなども思います。確かに、先ほどの案件でも職員間の年齢等の中で非常に困っていると。また、今、役場の中でもちらほら聞きますが、職員間でのいろいろなお話も聞きます。やはり、そういう副町長なりOBさんたちがそういうよりどころになって相談を受けるとかという体制ももちろん必要じゃないかなと思いはするんですが、事が副町長ということになりますとどうかなと思いますので、その辺をどう思っておられるのか。提案されました総務課長さん、本当に2人必要なのか。まず1人置いて、その状況の中で足りないということであれば、置いた中でやはり検討するのが先じゃないかなと私は思うんですけど、今誰もいない中で2人というのを、先ほどの答弁の中でもまず1人になるかもしれませんようなお話では、やはり2人にする意味がないような気もしますので、その辺を併せて御答弁いただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君） 総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君） まず、1点目でございますが、副町村長を2人置いてるところがあるかという御質問でございました。現在、全国の町村の状況を調べてみましたところ、2人体制を取れる町村が全国で25ございます。2人体制の副町長を置くことができるところがですね。実際に2人配置されている町村が、全国で12ございます。それが1点目でございます。

それから、2人必要かという点でございますが、これは先ほども申しましたが、多様化がされていることと職員の育成、あるいは職場環境の改善等担っていただくということに関してのことと、もう1点は、町長の補佐、町長の代理等もございますが、そちら等をすべて担っていただくというところで、1人では難しいと考えております。と言いますのが、やはり今、私が総務課長におりまして、役場の中がすごく課題があるということは、やはり先ほど町長も言われてますけど、やはり課長級が経験の少なさと言いますか、係長時代も短かったということもございますけれ

ども、そういうところで、まず課長級のレベルアップと言いますか、そういったところに力を入れないといけないというところもあります。それから、近年ではハラスメント対策等もたくさん必要になってきております。そういう職場環境の改善に取り組むべき体制を整えるためのこと等も必要になります。そういったところで、2人体制ということが必要だと思っております。

それから、もう一つは、やはり副町長という重責、重い職責を担うということが、1人ではなかなか担える人がいないということで、先ほど申しましたけれども、役場内の役割分担、副町長2人体制にして、例えば、事務分掌、事務分担での役割等を明確化して負担を軽くすることによってなっていただきたいというところの思いがございます。そういったところで2名体制でいけるように、現時点では2人とすぐにはならないかと思いますけれども、そういう体制を整えられるような、今回、条例の改正ということで御提案を差し上げたところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）すみません、ただいま全国では25町村があるということで驚きましたけれども、規模は大きいんでしょうね。要するに、うちみたいな5,000人規模で2人体制は取ってなくとも2人と決めてあるところがあるんですか。そういうところがある。それはもうそれでいいと思いますけれども、確かに、今、総務課長が言われたように、現状からすると2人いたほうがいいとは思うんですけども、今度また逆に10年たちますと、今の職員さんたちが今度はまた50代でいっぱいになるわけですよね、逆に。もう町長さんが言われた今の50代が少ないと、ところが、10年、15年すると、今度は逆になってくるわけです。そうなったときには、また2人いたほうがいいと言えばそうかもしれません、やはり、今までの体制の中で、要するに、副町長というのは1人という形を取ってきたと私は思うんです。従前は、副町長だし助役という、私たちが勤めてるときも助役さんがおられて総務課長がおられて、その方たちがいろいろされていたというのを知っているもんですから、安易に2人置くというのがどうかなと私は疑問に思いましたので、いろいろお聞きしているわけでございます。そういうところの検討を今後されて、よろしく私はお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

私も後藤三治議員と似たような意見なんですけど、まず、総務課長が提案理由の説明3点ありましたけれども、説明の内容が説明になっているのかなと、やっぱり

矛盾を感じます。副町長に職場環境の改善を求めるというのが、じゃあ、2人にしたから職場環境を改善してもらえますと、それは本当に副町長の職務なんでしょうか。町長は、今、4期目で14年町長を務められてます。最初の6年間は副町長を置いてなかったです。当然、1期目は副町長を置かないというマニフェストの下に置いてなかったです。次の4年間、県から2年間ずつ2人来ていただいて、副町長がありました。その後の4年間、置いてないわけです。なり手がなかったのか人材がなかったのかというのは、それは分かりませんけども、町長がさきの議案の説明の中にも、就任当初10年後は大変になるぞと。もう町長がなられて14年なんですね。既にもう10年たって、大変な状態になってるというのはよく分かります。

今回、後藤三治議員も言われましたけども、1人も置いてない状態で2人以内にすると。今回、追加議案が出てくるなら、それはそれもありかなと思いますけども、やはり、副町長を置く置かないというのは、やっぱり大事な問題だと思うんです。職員の皆さんもそれだけやっぱり望んでいるというのはよく分かります。ただ、2名以内という条例の改正だけ先に出てきて、簡単にはい分かりましたと議会が言えるんでしょうか。職場環境も10年、14年の間に相当変わってきたと思います。そういう中で町長はどういうふうに考えられているのか。この条例を出すにあたってどういうふうに考えられているのか。4期目もあと2年です。その後のことも分かりませんけども、町長はどういうふうに考えてこの条例を提案するに至ったのか。そのあたりはやっぱり説明をもらわないと、委員会に付託されても審議のしようがありません。町長は委員会に出られるわけではありませんから。やはり、そういうところを説明をいただきたいと私は思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）提案した理由は、基本的に総務課長が答弁した理由も、当然、その中には入っております。一番は、現在の職員さんたちの気持ちや環境を考慮した上で、全国で同規模の自治体等が行ってる将来何か起きたときのスピード感を持って対応できる体制というところで、機構改革だけではなかなか対応ができない。つまり、特別職を複数名置く時代が来るのではないかと、それがそのときに対応できるために、今回、2名以内も可ということを提案させていただきました。

例えば、先ほど後藤三治議員がおっしゃいました、以前は助役さんがいらっしゃって、特別職というよりも収入役さんもやはりいらっしゃったと。相談できる特別職が2名いらっしゃって、なおかつ、教育長もいらっしゃったと。確かに、職員数も多かったんですが、現在は職員定数も少なくなっています。しかし、やってる事数、各職員さんが各課でやってる事数は変わらず、内容が非常に変わってきてるという状況の中、10年前からずっと私が言い続けてきましたので、私としては、

佐藤議員がおっしゃるよりも、私自身はこれまでの高森町役場も先輩たちが作ってきた習慣や文化を少しでも変えていかないと、若い世代はなかなか続かないだろうと。続かないからこそ途中で社会人枠だったり、ほかの企業で経験者だったり特技を持たれてる方を採用できる試験等を行ってまいりましたが、やはり長続きがなかなかしていただけないという現状もございました。そういう中で、私の代行と総務課長が話されましたが、私の代行はなしで私はやってきましたので、町長が外でやることに関しては、十分私自身やってきた自信が自負もございます。そういう中で、大事なことは先輩方、どうしても役場の経験をなされた方や世の中の経験をなされた方に来ていただきたいという、職員の今の管理職の思いをお聞きいたしまして、熊本県や国からの職員の副町長であればすぐにでも実現はできますが、それでは非常に困るというよりもそうではないんですということでしたので、まずは職員OBに若い後輩の育成にお手伝い願えますかと、願える方は登録をしてくださいというシニアエキスパート制度をまず昨年させていただきまして、過去の役場のOBの人には通知をさせていただきました。その中から、じゃあ、後輩のことであったり、そういう職場環境も含めていろんな相談にものって指導をやってもいいよと言われる方が登録を現在していただいております。要は、自分の意思で登録をしていただいたわけでございますので、最終的には今後、人事提案をさせていただきたいと思っております。ですので、後藤議員がおっしゃる、佐藤議員もおっしゃる、ここで2名以内というとこに変える必要はないでしょうと。まずは1名も置いてないので、1名置いた中でやっていくべきではないかというのは、当然、私はそれはそうだろうなと思いますが、この今の若き執行部のメンバー、これから10年近くはこの若さでやっていくわけです。そういう中でスピード感を持って対応、もしくは、対応するために提案ができる形を体制は取っておきたいなというところです。当然、一番町民の皆さんに負担をかけるわけにもいけませんので、例えばの話、庁舎内の業務を完全二分化して役割分担をするとか、議会対応や条例の制定、改廃等は、当然、2名いた場合には2名も担当するとか、いろいろあるかと思います。ただし、やっぱり給与に関しても、当然、分ける以上はそれに適した形の給料があるのではないかなど。今みたいに1人の給料ではなくて、そうなればその給与体制を構築する必要があるのではないかなどと、私自身が思っておるところでございます。

私がなぜ提案したかというと、先ほど当初申し上げましたように、やはり職員側の気持ちをずっとこの間聞いてまいりましたが、実際、こういう若返った後じやないとなかなか意見が出なかった。それまでは、やるべきことはやってきたと、途中、間の年齢の人間も入れるための試験もやってきましたし、いろいろやってきたんですが、なかなかそこは、この高森町という役場内というところが外様からの方とも

ともと高森町役場で育った方の違いというところに関して、非常にそこは大きな違いがあったわけですので、やはり、中から育った方のほうをぜひという声に真摯に耳を傾けたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにはございませんか。3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）3番、児玉です。

今、町長のほうから答弁はございました。まさしく、定数の問題で今お話はあつたと思いますけども、今後の高森町を考えた立場上、やっぱり、どういう形で職員の育成、縦のつながり横のつながり、こここの構築をぜひ町民サービスをしていきながら事務職をやっていただく中での、やっぱりプロの集団をぜひ町長がいる間に構築していただいて、総務課長以上、副町長がもし立つのであれば、まず職員の育成を十二分に発揮していただきたいなと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにはございませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

今議会は、なるべくおとなしくいこうと思っておりましたが、職員OBの議員さんの中からいろいろと副町長の職務権限について御意見がございました。ちょっと間違ってるのかなと思うんですが、本来、副町長というのは、町長を補佐するものであって、町長が事故ある場合において代理の業務をするということで、事をつかさどるという感覚で副町長を置くというのは、私はちょっと間違った認識であると思う。総務課長が職場内の職員を総体的に総合的に所管するというのが現在の組織図であって、要するに、副町長というのは、私は町長の役目もするんですよという認識であると捉えておりました。ですから、庁舎内における事務分担、人間の関係、職員の関係等について、副町長がどうのこうの指導するという感覚は、それはちょっと間違いじゃないかなと。

また、職員のみんなにも考えていただきたいのは、総務課長を飛び越して副町長にそれを期待するというやり方は、私は間違いであると思う。自分の課の内容については、自分たちが責任を持って課の中の係、職員の教育又は相談相手にもなっていくということ。それをやってきておる各課の状況を総務課長が見て、それに対して意見を述べたり相談に乗るというのが、職場内の総括をする総務課長の役目であると。あくまでも副町長というものは、やはり町長の代理であり、町長に事故ある場合に、また町長が出席ができないときにおいて、町長の代わりとして町長の権限を持ってその場に立つというのが、私は副町長の役割であると思っております。今回の説明の中で、職場内、庁舎内において職員のいろんな縦のつながり、いろんなコンプライアンスの問題等について、助言や指導をしていくというこ

とを期待するのは、私はそれはちょっと無理があるのではないかと思っております。ですから、長く私は議員をしてきましたけれども、町長の言われるとおり、社会はかなり変わつておる。そして、人材不足も深刻化してきておる。今から先は県庁と各自治体が公務員になる若い職員を綱引きで取り合う時代がやって来る。そうした中において、やはり、職場を維持していくためには、いろんな経験を持った人たちが必要になってくるというのは、私は分かります。しかしながら、やはり、職場内の環境づくりについては、あくまでも総務課、これが充実をしていくべきである。私は総務課長を筆頭に総務課がちゃんとできていれば、やはり庁舎内の環境はできていくものだと思います。ですから、要するに、副町長においては、私は町長の代理、町長の代弁者と考えた捉え方でいる。それを各課のほうから、まだそれ以上の期待をして、副町長を置いていただきたいということで2名体制にせざるを得ないと、そうなってくるのであるならば、将来にわって、やはりちょっと問題が起きてくるんじゃないかな。お互いが譲り合う副町長ができてきたり、これはあなたにお願いします。これは僕がしますとかいうふうになってしまふ。煙たいところはなるべく避けようかというようなことになってくる。率先して町長の代理ができるような副町長を私は作っていただきたい。そういう意味からすると、2名でもいいんです。でも、その中で1名しか立てないならそれでいいんです。2名立てるときには、恐らく事務分掌とかが入ったら問題が出ると思います。必要ないという可能性が私は十分あると思う。だから、2名以内という条例改正については、それは将来において認めていきたいとは思うんですが、ただ、やはり庁舎内の管理は総務課長ですよ。大変でしょうが。そういうことで、私の気持ちを、長年議員をやってきて職場内を見てきて、いろんな状況を見てきた中で感じたことを述べましたので、今後において、それを参考にしていただければなと思いました。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、総務文教常任委員会に付託されました。

ただいまの意見等を踏まえまして、総務文教常任委員会、しっかり協議していくだきたいと思います。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） それでは、午後1時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

-----○-----

日程第18 議案第21号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第18、議案第21号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下徹君） 議案第21号で御提案いたしました高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、さきの12月議会におきまして、若年層に重点を置いた改正を御提案し、議決をいただいておりますが、今回の改正では令和7年度より係長級以上の職員を対象とする各級の初号の給料月額を引き上げ、若手、中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリットの拡大を図り、近年、重要度が増しているこれらの職員の役割の重さに見合った処遇とするものでございます。

また、扶養手当については、段階的に配偶者への支給率を下げ、子供への金額を上げるものでございます。

条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

てを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第21号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第21号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第22号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について

日程第20 議案第23号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第19、議案第22号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正について、日程第20、議案第23号、高森町税特別措置条例の一部改正については、関連議案ですので一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）こんにちは。議案第22号で提案いたしました高森町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例及び議案第23号で提案いたしました高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について、一括して提案説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、適用期間が令和9年3月31日まで、3年間延長されることに伴い改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願ひいたします、提案説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第22号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正について、議案第23号、高森町税特別措置条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第22号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正について、議案第23号、高森町税特別措置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第24号 高森町出産祝金支給条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第21、議案第24号、高森町出産祝金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）こんにちは。議案第24号で提案しました高森町出産祝金支給条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、これまで出産祝金の受給資格を対象児童の出産日より6か月以上前から高森町に居住していること及び町税等の滞納がないこととしていたものを、出産日以降においても住民基本台帳に記録されている期間が継続して6か月を経過した場合又は年度末までに町税等を完納した場合は、出産祝金を支給することができるよう、支給要件を緩和するため条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第24号、高森町出産祝金支給条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第24号、高森町出産祝金支給条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第24号、高森町出産祝金支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第25号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第22、議案第25号、高森町家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君） 議案第25号で提案しました高森町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによるもので、栄養士免許を取得せざとも管理栄養士となることが可能になることを受け、栄養士の配置を求める部分に管理栄養士を追加するとともに、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第25号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第26号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第23、議案第26号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）議案第26号で提案しました高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことによるもので、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ御審議いただき御決定賜りますようお願ひいたします、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第26号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第26号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第26号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第27号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第24、議案第27号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下徹君）議案第27号で御提案いたしました高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

新旧対照表をお開きいただきたいと思います。今回の提案は、消防団員の役職に新たに副分団長を設けるための改正でございます。現在は、各分団に分団長、部長、班長、団員がそれぞれ任命され活動をされておりますが、本町の現状といたしまして、団員の減少、高齢化等により分団としての機能力の低下が著しく、合併を要望されている分団が複数ございます。分団を合併いたしますと、分団長は1名となり、その他の分団長職にある団員の処遇が不透明ということになります。

また、分団の合併は、活動範囲の広域化を意味しており、有事の際の指揮系統をより強化する必要があることから、分団長と部長の間に副分団長を置くことで、これらの懸念を払拭することを目的とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第27号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、議案第27号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第28号 令和6年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第25、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第28号で御提案いたしました令和6年度高森町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は令和6年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正するものであり

まして、歳入歳出それぞれ 1 億 3,093 万円を減額し、予算の総額を 93 億 7,473 万 9,000 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。

7 ページを御覧ください。

第 3 表、債務負担行為補正につきましては、24 項目を追加しております。このうち 1 番から 10 番までの項目については、令和 7 年度の 1 年分を計上、11 番以降の項目は、それぞれの期間に係る限度額を計上したものでございます。

続きまして、8 ページをお開きください。

第 4 表、地方債の補正につきましては、熊本県との協議により二つの地方債の借入限度額の追加、九つの地方債について変更をしております。

12 ページをお開きください。

ここから歳入予算になりますが、その主なものについて御説明いたします。第 1 款徴税につきましては、現時点での収入見込額を合計で 636 万 3,000 円増額いたしました。

続きまして、13 ページを御覧ください。

第 10 款地方特例交付金につきましては、令和 6 年度の定額減税に伴う減収補填分について実績に基づき増額を行うものです。

15 ページをお開きください。

第 15 款国庫支出金につきまして、各事業の決定通知や確定見込みにより調整を行うものです。

22 ページをお開きください。

第 19 款繰入金につきましては 1 億 8,663 万 8,000 円を減額いたしました。これ内訳としては、財政調整基金を 1 億 6,735 万 9,000 円減額、ふるさと応援基金を 569 万 8,000 円を増額しており、南阿蘇鉄道復興応援基金や森林環境譲与税基金、未来のまちづくり事業継承基金等についても充当事業の減額に伴い繰入額を補正をいたしております。

続きまして、24 ページをお開きください。

町債につきましては、熊本県との協議の中で増額が必要となった地方債等の補正を行っており、今年度借入予定としまして、総額 4 億 9,507 万 4,000 円となります。

26 ページからが歳出予算になりますが、歳出全般にわたりまして必要経費の最終見込みにより主に減額補正しておりますが、一部増額の補正をしております。

45ページをお開きください。

第9款教育費、第1項事務局費につきまして、高森中学校体育館空調設備事業に関する事業費8,690万円を計上しております。こちらにつきましては、国の令和6年度補正予算により特例交付金事業が創設されたことに伴い、指定避難所である高森中学校体育館に空調設備を整備するものであります。このほか、過年度に実施した事業の精算に伴う国や県への返還金や負担金、光熱費などの需用費と高森町簡易水道特別会計が令和7年度より公営企業会計に移行することに伴う準備金を繰出金として補正計上しております。

また、予算書の右側の説明欄に財源組換という文言が出てるとこにつきましては、国・県補助事業の確定に伴う歳入予算の減額や各種基金を充当して実施する事業の事業費確定に伴う基金繰入金の増減等により、充当額が修正となっているものになります。通常の補正予算と比較しても、今回、補正計上してる件は多くなっておりますので、その内容のみ御説明をさせていただきました。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、各常任委員会に付託されました。

-----○-----

日程第26 議案第29号 令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第26、議案第29号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君） こんにちは。議案第29号で提案いたしました令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から923万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,352万8,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為に7項目を設定しております。これらの項目については、令和7年度当初より役務の提供等を受ける必要のある契約について限度額を計上したものでございます。

7ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第10款繰入金、2項1目基金繰入金を1,315万6,000円減額しております。

8ページをお開きください。

第12款諸収入、4項雑入、5目一般被保険者返納金に国保連合会からの保険給付費前年度精算分として536万7,000円を計上しております。

次に、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお開きください。

第3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分を597万3,000円減額しております。

11ページを御覧ください。

第6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費を203万2,000円減額しております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願ひいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第27 議案第30号 令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につ

いて

○議長（牛嶋津世志君） 日程第27、議案第30号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君） 議案第30号で提案いたしました令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から408万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,259万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第3款繰入金、1項1目一般会計繰入金を365万7,000円減額しております。

続きまして、8ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金を365万6,000円減額しております。

最後に、第5款予備費で收支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、産業厚生常任委員会に付託することになりました。

-----○-----

日程第28 議案第31号 令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第28、議案第31号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第31号で提案いたしました令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算から243万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,908万4,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正に8項目を追加しております。これらの項目については、令和7年度当初より役務の提供等を受ける必要のある契約について限度額を計上したものでございます。

7ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第3款国庫支出金、2項1目調整交付金を956万円増額しております。

第6款繰入金、2項1目基金繰入金を1,000万円減額しております。

続きまして、8ページをお開きください。

歳出予算につきましては、各款の各項、各目について、それぞれ年度末の実績見込みによる予算の減額を行い、最後に10ページの第8款予備費で收支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願ひいたします、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第29 議案第32号 令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第29、議案第32号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君） こんにちは。議案第32号で御提案いたしました令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明をいたします。

今回補正いたします主なものは、年度末の実績見込み等の補正となります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ240万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,840万7,000円とするものであります。

続いて、6ページをお開きください。

歳入の主なものを御説明いたします。第3款繰入金、第2目一般会計繰入金として910万8,000円を増額しております。これは令和7年度からの公営企業会計移行に伴う3月31日の打切り決算に備えた一般会計拠出分として計上しております。

続いて、7ページ、8ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて御説明いたします。歳出につきましては、年度末実績見込みに伴う調整となります。

最後に、第4款予備費につきまして収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第30 議案第33号 令和7年度高森町一般会計予算について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第30、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第33号で御提案いたしました令和7年度高森町一般会計予算について、御説明申し上げます。

まずは、予算書の1ページをお開きください。

今回、提案しております歳入歳出予算の総額は78億4,000万円となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、複数年かけて歳出が見込まれるものについて、期間と限度額を設定するものでございます。

9ページを御覧ください。

第3表、地方債につきましては、令和7年度に実施予定の各事業につきまして、地方債の借入限度額を4億9,280万円設定いたしました。借入の主な理由といたしましては、橋りょう長寿命化対策事業、高森駅周辺無電柱化事業等の経費に加え、新たに子育て支援センター関連事業の経費に係るものになります。

続きまして、予算書とは別に当初予算概要書及び各種事業を取りまとめた別紙を作成いたしましたので、概要書の主な部分について御説明いたします。お手元に準備のほどをお願いします。

まずは、いつものように番号1番の当初予算編成にあたってをお開きください。当町の財政状況は、現在、財政調整基金の残高が約24億円となっております。大変申し訳ございませんが、概要書の数字が約22億円となっておりますが、約24億円でございますので、訂正のほどをお願いしたいと思います。

近年、継続して安定しての状況が続いております。しかしながら、一方で、少子高齢化による急激な社会保障費の増や国の政策により全国の自治体に実施が義務づけられていたデジタル防災無線整備や、これも国の政策の方向性により国土強靭化計画により、全国の自治体が今行っている橋りょう長寿命化事業に係る公債費が増えてるということ、今後さらに町財政の負担が大きくなることが見込まれております。そのような中でも住民の皆さんへ充実した行政サービスの提供が可能となるよう、引き続きふるさと納税や企業版ふるさと納税、クラウドファンディング等々の制度のさらなる活用や税及び料の適正な徴収の体制をさらに強化することにより、自主財源を確保することにつながり、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるように予算編成を行いました。前年度と比較しますと10億7,000万円の増額となっておりますが、これはふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税等々の寄附の見込みの増額を加えております。

また、各種基金の活用事業、人件費の増に加えて国の示すシステムの標準化への

対応経費の増額や社会保障費等の増額が主な原因としてあげられます。特に、今後、各都道府県や各市町村のほうから御意見をやはり出すべきではないかということが、今そういう意向が多くなっておりますが、やはり国が法律改正でやりなさいと示したシステムの標準化等々の経費に関しても、補助金はいただいておりますが、全く足りない状態でございます。そういうところがこの増えてる要因になっております。

続きまして、5番の町債残高の推移をお聞きください。

この町債の残高につきましては、平成23年度以降、横ばいで推移してなるべくおりましたが、デジタル防災行政無線整備や町道及び橋りょう整備事業の影響により、近年は増加傾向となっております。

なお、このグラフを含め、現在、公表してる町債残高の数値は決算統計により算出しておりますので、ここには交付税措置される額も含まれており、そういった、後々、高森町に返ってくる額を差し引くと、実質的な町債残高は約12億9,000万円ということになります。これまで交付税措置の大きな地方債、有利な地方債を貴重な財源と捉え、積極的に効果的に活用をしてきております。そのことにより、市町村の財政が健全かどうかを数字で示す実質公債費比率は、私が就任したときまでが、平成23年度までが13.1%で、令和5年度決算では5.0%に減少しております。

続きまして、6番の財政調整基金残高の推移を御覧ください。

平成27年度末に基金残高は一時過去最高額となりましたが、熊本地震等が発生し、一時的に減少した年もございました。しかし、令和元年度からは増加傾向にあります。今後も突発的な災害対応分として一定額は確保しつつ、将来を見据えながら有効に活用する必要があると考えております。

7番の引き上げ分の地方消費税充当経費をお聞きください。

平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられた際の増額分3%は、各自治体の社会保障施策の財源に充てることとされております。

なお、令和元年10月に8%から10%に引き上げられた分も、同様の取扱いとされております。令和7年度当初予算では引き上げ分の地方消費税交付金を7,200万円と見込んでおり、赤枠で囲んだ形で充当予定としております。

続きまして、8番の入湯税の使途の状況について御覧ください。

入湯税につきましても、環境衛生施設と同時に観光の振興等に要する費用に充てる目的税であるということから、その趣旨を踏まえ、具体的事業費への充当について、その使い方を明確にすることとされております。既に年間2回作成しております財政事情において公表は行っておりますが、平成29年度には手元で見られてる当初予算の概要書においても公表をすることとしております。具体的には、下に作

成しております表のとおり、観光費に充当することとしております。

続いて、概要書の別紙が次のページからございます。この中から事業を抜粋して御説明を差し上げたいと思います。

また、各委員会のほうで議論をしていただければ幸いでございます。

番号の1番は地域福祉推進員事業で、集落支援員制度を使っての地域福祉の推進員を擁立して、仕組みづくり役として配置をさせていただきたいということです。これは特交のルール分で来ますので、全てお金は入ってくるということでございます。

2番目の子育て世帯訪問支援事業、非常に現在、問い合わせだったりいろんな案件が日本全国、県内も含めて、当町も含めていろんなことが起きております。ですので、やはり要保護児童や要支援児童の保護者、特定の妊婦さんや心身の不調があられる保護者さんや妊婦さん、ヤングケアラー家庭など支援が必要であると町が認めた者に対しての訪問事業をするということでございます。これは国も子ども子育て支援交付金ということで出しておりまして、国と県で3分の1ずつ払っていただいて、町も3分の1ということでございます。

続きまして、3番も同じようにヤングケアラー支援体制強化事業でありまして、これも要は、ヤングケアラーコーディネーターを配置するということです。つまり、私たちのときは普通に少しばかりやっておりましたが、特に親の介護だったり高齢者の介護等や学校に行かない、そして、もしくは行けない、もしくは、普段の子供の活動ができない、自分たちの普通にやることをさらに過度に行って、上回っていることを行っている子供さんや若者をヤングケアラーと言いますけど、まず、その実態をもつともっと正確に把握することからスタートするということです。それを適切な支援をするために、コーディネーターを配置したいと思っております。

続きまして、4番の高森湧水トンネル公園第3駐車場トイレ改修事業でございます。これもインバウンド受入環境整備補助金制度を使いたいと思ってるんですが、これは第3駐車場のトイレは大半が和式で、非常に要望がお客様から寄せられておりました。今後、湧水トンネルの付近の整備というのを、九十九曲がりのこれまでの大先輩たちが大事にされておりました千本桜の整備が終わったと同時に、もしくは、そこのかかるような形でやっていかなければなりませんが、とても単費ではなかなか本格的なことができないだろうということで、国の何かの制度を使いたいと今思っておるところでございますが、この第3駐車場のトイレに関しては、もうお客様からのかなりの要望があり、町といたしましても先にここだけを整備をさせていただきたいと。しかしながら、国の補助金は取りに行くということで、こういう形で提案させていただいております。

それと、5番目の公営住宅整備調査事業です。これはここに書いてありますとおり、町営の住宅長寿命化計画において、建替え事業を計画はしておりますが、既に入居されてる方々の御意見等をお聞きいたしますと非常に難しいと、このままでいいというよりも家賃等の問題も出てきますので、事業実施が非常に先送りになっていましたが、やはり、入居者の安心安全のためにもこの事業というのは必要であると。ただし、民間を活用した実際の建物を建てるということができるのかどうかというところの事前調査を行いたいと思っております。つまり、本年度は、調査するためのPFI導入可能性調査を実施する予定としております。これも国の補助金を活用してこの調査をさせていただきたいと思っております。

続きまして、6番飛ばしまして、7番の草部郷土資料館の展示リニューアルでございます。これは草部地区というところが吉見神社の郷土資料館で名前が出てきていますが、もちろん草部もそうでございますが、野尻も町内も含めて資料をしっかり資料館がある以上は展示をするわけでございますが、とても現時点では町外の方、もしくは観光客の方、もしくは教育関係者の方が非常に興味を示されるんですが、中に入れると、非常にまだまだ完成度までは行き届いてないと。箱はできたが中が伴ってないということで、よくあるやっぱり資料館の形をしっかりと、小さな町ですけど、せっかく地域の方の大きな補助で支援もあって建った資料館ですから、町といたしましては、草部や野尻だけではなく、高森の小中学校の生徒たちのしっかり勉強をする場と位置づけておりますので、その中身もしっかりとした形にして、次の世代につなげていくべきではないかなと思っております。展示内容はここの下に書いてあるとおりでございます。それ以外もたくさんあるわけでございます。これはこの事業の地方創生拠点整備交付金事業、なかなか難しいかも知れませんが、ここに現在、チャレンジをしてるところでございまして、これを取りに行かせていただきたいと思っております。

そして、残りの一般財源が950万円ですけど、これに関しましても、現時点ではここには記載ができないわけでございますが、寄附金の予定、寄附をしたいと、要は町外に草部から出られてる方も含めて、地域に文化を残していくのであれば協力をしたいという方もいらっしゃるということで、今後、この一般財源が寄附額に変わる可能性もあるということを申し伝えておきたいと思います。

そして、9番、当直の業務委託事業です。これは宿直、泊まりの業務委託も開始しておりますが、当直の業務委託を開始させていただきたいと思います。この負担が非常に大きいという意見がたくさん出ております。ほかの自治体も隣の南阿蘇村もそうですが、もう既に昨年度より当直も業務委託をされてるということで、庁舎内の逆にセキュリティの強化につながることでもありますので、もちろん、何かあ

れば対応する形としてはきちんとできる体制は取っておかないといけないのかなと思います。

続きまして、10番の職員メンタルヘルスケア事業でございますが、これは職員もそうでございますが、実は、県のほうも非常に力を入れております。職員もそうですが保育園児、幼稚園児、就学前のところも同じでございます。要は、園児も含めてこういうメンタルヘルス事業全般的な、こういうところをやはり小中も含めて強化していかなければいけない。そのための専門家を、本来は常勤をしていただきたいぐらいですけど、まずはセミナーと個別ヒアリングを随時行っていきたいと思っております。

その他、11番、第2期高森総合センター等リニューアル設計業務事業です。これは建築後40年以上が経過いたしまして、当時とは世の中の情勢が全く変わり、ニーズの多様性に応えられる形になってないところがございます。令和6年度に耐震の診断を実施し、今後、指定されてる南海トラフ地震のここは指定自治体です。それにも対応ができる。もしくは、避難所としても町民の方や避難者を受ける可能とするために、耐震補強が必要であるという結果が出ましたので、その設計を行わせていただきたいと思っております。あくまでも、やはり現在、庁舎にしろ総合センターにしろ、やっぱり防災という観点を第一義に考えて、その上で行政を行っていくというところがやはりベストであると思っております。

また、対策事業内容は下記に書いてるとおりでございます。今後、形がこういうふうに考えてることを、まずは議員の皆さんにお示しをし、御意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

それと、13番の買物サロン事業です。これは東学園の14人スクールバスを利用し、自宅から町中心のスーパーを往復する買物サロン事業を実施をいたします。これはもう基本的には買物が難しい方、高齢者や交通弱者を想定いたしております。町民バスが運行しない曜日を設定をやっておるつもりでございます。令和7年度は山間部の最大4地区を想定をいたしております。運転手の方と乗り降りの介助ができる方を1名、それと、そのほかの健康推進支援員を集落支援員で頑張っていただいている方を運転手サブとして想定をいたしております。今、通いの場が非常に多いわけでございますが、やっぱり通いの場もそうですけど、楽しく買物サロン事業、ここは自分で選んで自分で計算して買物したりするということで、認知症の予防にもつなげていきたいと思っております。これも私が就任いたしまして、ずっと当時の教育委員会も含めて議会のほうにもスクールバスをもっと利活用したいと、利活用させていただきたいということを言ってきましたが、なかなかスクールバスという定義がありまして、以前の考え方では難しかったわけでございますが、平成28

年の熊本地震以降に、芦北町やほかの町がスクールバスを町民バス代わりに使うような形がどんどんできてきておりますが、まだまだスクールバスはスクールバスと、買物バスは買物バスと、町民バスは町民バスというような形でやってる自治体也非常に多いわけでございます。今回、何も問題がないということですので、この事業を進めさせていただきたいと思っております。もっと早くやればよかったなと思っておりまますし、やっぱりできるんだなというところを最近思ってたところでございます。

続きまして、14番の高森峠千本桜の園地改修整備事業の第2期です。これは事業費が7,123万円、一般財源が7,043万円でございます。この千本桜に関しては、歴史上、高森町になくてはならない観光地でありまして、町民の皆さんにぎわいを感じられる、そして、自然環境の保全というところも大事にしてこられたところの形がこの千本桜だと思っております。高森町の町史にも掲載が経緯がされております。ここを整備するというところは、偶然、私の就任中にまわってきたんだなというところで感じているところでございます。実は、ここは補助金事業とか全く使いようがなかなかないなというところであります。小さな町村ですので、都市計画を作ることができません。区域外ですから。ですので、都市計画を作った過去の職員も1人もいません。そういう中で、いろんなやり方がないかというのを模索をいたしましたが、なかなか難しいことと、経験を一度も、先輩も今の職員もやったことがない都市計画づくりで、いきなりチャレンジするのはやっぱりなかなか難しいだろうということでもあります。ですので、何か違うことも現在も探しておりますが、まずは、当然、これだけ町民の方が大事にしてこられたわけですから、一般財源で計上させていただきたいと思っております。

この内容に関してましては、こういうふうになるなというところを新型の3Dのシステムを使いまして、現在、職員への提示は終わっております。この議会の途中に多分委員会も含めて、担当課長から分かりやすい形の図面と同時に3Dの画像が出ることになってると思っております。それから先に御意見等をいただきたいんですが、現在、担当課ではまだここまで積み上げておりますが、私としては、やはりこの千本桜の改修整備工事というのは、今回、各地域にある神社、つまり文化財のバックアップ事業と一緒に思うんです。ですので、高森町外に行かれてる高森出身の方、もしくは、関係してる企業の方々に仮称寄附ゾーン的なエリアをどこかの部分できちんと、ここからここまでが寄附していただいた桜ですよ。要は、そのお金で買ったものですよというところを、きちんと示せるような形ができ上るとするならば、全国にそこを発信して、町出身の方のここにお生まれになられたとき、そして、育っていかれたとき、関わられた時期に必ずあった千本桜をもう1回再興す

るというところですので、意義を感じていただき寄附を募りたいと思っておりますので、議会議員の皆さんそれぞれ各お知り合いの方や、そういうふうになれば広報のほうをお願いしたいと思っております。

続きまして、16番の中学校の新デザイン制服購入給付事業でございますが、ここに書いてあるとおりでございます。これは3年かけて生徒会が発案して制服検討委員会が協議を経て、令和7年度においてスタートするということになっております。もちろん、新2年生、3年生もこれは導入しなければいけませんので、町が購入して寄附するということになります。生徒会が3年かけたこの発案というのは、すごくいろんな意見が出たというのも聞いておりますが、最終的に、生徒が方向性を決めたということがすごくよかったですと思ってるところでございます。

続きまして、17番の高森町子ども第三の居場所運営補助金でございます。これは公益財団法人B&G財団から決定をいただいて、第三の居場所フレデリックの建築をし、そして、運営をしていくんですが、この運営を支援していただけるというところでございます。町も一緒に協働で見ていきながらということで、町のほうからB&G財団に補助金を申請して、これが通りましたので、全額そのまま使っていただくということになります。

それと、19番の学習用タブレット端末事業でございますが、大変申し訳ございません。修正をお願いしたいと思います、概要書ですが、この事業費が1,200万円で、補助額が501万円、一般財源が699万円となっておりますが、これは今年度を含む全体額の記載になっております。大変申し訳ございません。正しくは、事業費が60万円で、補助額はゼロで、一般財源が60万円でございます。ただし、令和7年度の当初予算書には、学習用タブレット端末リース料60万円の歳出予算になっておりまして、そちらは誤りはございません。ですので、これは委員会のときに各議員さまに新しい概要書をお配りしたいというふうに思っております。大変申し訳ございません。つまり、この60万円、60万円というのは。2か月分だけの予算の計上ということでございます。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、22番をお願いします。生涯学習センターの照明LED化事業ですが、これも引き続き行わせていただきたいと思います。もう実施済みのところが上色見、草部、尾下でございます。次は、色見、河原、高森自然学校、草部北部になります。これは非常に評判がよくて、多分電気代も落ちるんですけど、明るさがちょっと桁違いだなというところでお声をいただいているところでございます。

続きまして、草部生涯学習センター屋根改修事業でございますが、経年の劣化もそうでございますが、特に避難所開設時に雨漏りがやはり多く確認されたというところで、建築後、どんどんこうやって大きなセンターの改修が今後増えてくるので

はないかなと考えてることでございます。

続きまして、25番の給食費負担軽減支援事業、これは高森町の全小中、義務教育学校の児童生徒への給食費の値上がり分の差額補填をずっと高森町は行ってまいりました。つまり、コロナ前、通常のころのまだ物価が全然高くなる前の給食費のままというところでございます。これは、給食費を無料に小中、順番的に持つて行くことも大事かとは思いますが、一方で、高森町は入学祝い金であったり、教材であったり、もしくは、修学旅行も現在、無料にしております。やっぱり食べると、給食というのは非常に大事ですので、やはり基本的な部分だけは負担をしていただきたいというところでございます。ただし、値上がり等がする前、随分前の値段のまま据え置きをさせていただいておりますので、その差額の分を計上させていただきました。

それと、27番のふるさと応援基金活用で、移住定住促進、これは新築ですね。中古もありますが、住宅所得事業補助金でございます。ここに書いてるとおりでございまして、年齢が若手のこれは45歳未満とここに書いてありますが、こちらに移住定住していただけるための補助金制度を作つて、今年から本格的にアピールしていきたいと思っております。ただし、農林業の従事者、つまり結婚等はしてませんが、農林業でここで農業をやってみたい、林業をやってみたいという方がいらっしゃる場合には、もちろん、農業師匠制度だったり、新規就農制度とか、いろいろほかにもありますが、ここでもバックアップができればと考えているところでございます。それと、移住定住のIターンとUターン、こちらまでしっかりと伸ばせるように、この制度の内容を変えていきたい、見直していきたいと思っております。

それと、28番のたかもりポイントカードの行政ポイント付与負担金でございます。2025年4月から開始するたかもりポイントカード運用開始に伴う負担金を計上いたしました。今後、いろんな形でこのカードを使えるようにしていきたいと思っております。まずは、カード配布時初期のポイントに物価高騰対策も含めまして、町民1人あたり5,000円を5,000ポイントをポイント化したいと考えております。それと、町外者の新規キャンペーンというのは、何も全員にあげるとかではなくて、キャンペーン中にそのキャンペーンのルールを超えた方にというような意味合いでございますので、全員ではございません。まずは、町民の皆さんに配布するときに初期ポイントをお付けしたいと思っております。ぜひ、物価が上がっていく中、米もそうですが野菜だったりガソリン、灯油、全て上がっておりまます。その分、ポイント使えるお店が、今、約60店舗と岩下課長がおっしゃいましたが、まだまだどんどん伸びていっての状況でございますので、できる限り使えるところをフルにしたいなど考えているところでございます。

それと、29番の農業師匠バックアップ制事業でございます。先ほど予算のときも御質問が出たわけでございまして、これも継続したいと思っております。これは先般、ぜひ来ていただきたかったのですが、木村知事のお出かけ知事室のとき、木村さんがこの制度について言及されました。私と総務課長は聞いておりましたが、阿蘇地域でスタートした農業師匠制度というのは、非常にこれはよいと。なので、県内全部に波及するように、現在、指示をしているということを木村知事がおっしゃいました。とても阿蘇の地域振興局の方々に感謝を申し上げるとともに、知事に私たち阿蘇市町村会でこの農業師匠制度を検証してくださいということを、その前の予算シーリングのときに、直接木村さんにお伝えしました。早速、動いていただいて、これまでの実証だったり検証をされ、県内にできる限り早く広げたいということを、知事御本人がおっしゃいましたので、多分、その方向で進んでいく。つまり、阿蘇も今後さらにバックアップ、この事業を強化していくかなければいけないかなど考えているところでございます。

続きまして、31と32、ふるさと応援農業DX事業と林業活性化事業なんですが、この農業DXは、これは新しく法律が変わったのは、もう議員の皆さん御存じだと思います。もう本当にこの食料・農業・農村基本法の改正というのは、すごい大きなことでありまして、この中のもう一丁目一番地の一つに挙げられている農業DX、これを実効性の高いもっとするための支援を行っていきたいということでございます。それと、林業活性化事業に関しましては、これは、現在、現状で一人親方の方が多数いらっしゃいますし、木の修繕とか更新がほぼ厳しいということで、もう辞めようと言われる方も多々いらっしゃいますので、現在、阿蘇郡市の自治体の中でも既に、今回、私が提案した事業と同じ事業をやっている自治体もございます。これはまずは令和7年度のみの事業とさせていただいて、もちろん、予算もそこまでありませんので、できる限りバックアップをしていきたいと考えておる一つの施策でございます。

続きまして、33番の高森にわか、これは承継の事業でございます。これは、高森にわかかが国選択無形文化財になりましたが、向上会員の不足と非常に高齢化が著しく、現在、国指定無形文化財の持続的な維持ということが、非常に難しくなってきてるところもあります。特に、課題がやっぱり向上会の移動舞台のリニューアルをやらない限り、もうなかなか使えない移動舞台がどんどん出てきてるというところでございます。令和版の風鎮祭、高森にわかにするためは、ここで判断をして、しっかりと次の世代にも風鎮祭が続いていくように、また、来られてるお客様に移動にわかが、国指定選択無形文化財の高森にわかが分かりやすく伝わるように、スマートフォンでマッピングが出るとか、例えば、今、昭和の向上会がどこでにわか

を演じてるとか、全てのデータが読み取ることによって来られてる方が見れる。もしくは、高森駅の構内で大型100インチの画面にそこを映し出す。いろんなことをやるべき。もしくは、草部、野尻の方にもしっかりとかもりポイントチャンネルでこのにわかも見ていただくというようなところをやっていくために、やはりTPCでも放送もずっとやってまいりましたが、どうしても音響とPA、あと照明等が、もうとても厳しいと、委託をしてもなかなか厳しいということですので、最新版にリニューアル、ここチャンスでさせていただきたいと思っております。ふるさと応援寄附金で寄附していただいた方に、ぜひ来ていただきたい、高森にわかに持つて行きたいと思っております。

続きまして、35番のふるさと応援景観・生活・文化等維持向上対策事業でございます。これは里山の景観と生活・文化等を維持するため、荒れてる町道等や側溝とか、そういうやつの整備を行いたいと思います。特に、普段町民の方が生活道路として利用されてる小さな町道等について、近年よりインバウンド等の増加もあって、数多くの観光客の方がこの小さな町道等を利用されております。そんな状況の中、非常に老朽化してる箇所や高森町の景観を損なう町道沿いの支障木等が数多く存在をしております。例年の維持工事で約2,000万円で通常の維持、議員さんたちが日頃言われるここがこうなってるぞと、ここがこうだぞ、ここをやったほうがいいんじゃないか、駐在員さんたちからもお声があります。それを2,000万円内で消化するのは、非常に難しいということで、より景観を大事にするような維持工事を行うために、この事業費用を計上させていただきました。景観をぜひ向上させたところを全国にアピールして、観光客が来られてるところの小さな道路もきちんと、細かい整備ですけどできるというところをきちんとした形、記録にして冊子に入れまして、ふるさと応援寄附金の使い方として寄附をされた方に使途を開したいと考えております。こういう事業をやらないと、議員さんからの要望にも応えることができませんので、しっかりここは議論していただきたいと思っております。

それと、36番のふるさと応援高森町文化拠点継承事業でございます。ここはもう書いておりでございまして、地域のよりどころ、以前にも質問にも答えましたが、ふるさとの文化拠点になってるわけです。そういう文化拠点の整備を行いたいというところでございます。この文化拠点は、やはり、非常に老朽化してるということで、安全対策もしなければいけませんが、実は、地域もそんなお金はないと、もうどうにもならない、もう担い手もいなくなってきたるぞというところでございまして、これまで熊本地震の後には、熊本県の自治体の中でどこよりも早くそういう文化拠点の整備を単費で高森町は行いました。そのときもいろいろ

ろ議会で議論にもなったわけでございますが、そのときよりもさらに、やはり老朽化だったり安全対策が行き届いてないというところが、各町内に存在する文化拠点になっております。町指定の文化財のところは10分の10で、未指定のところは5分の4でございます。なぜ5分の4にしたかと言いますと、自分たちが生まれ育ったときには、やはり人も多くよりどころであった未指定文化財のところの地域の方にとっては、指定以上に大事なところがあります。そういうところに、その地元を離れられた方にも、地元の方が呼びかけていただきたいと。役場が呼びかけるのではなくて、地元の方が呼びかけていただきたい。そのことによって、自分が生まれ育ったところの小さいころ大事にしてた文化財が維持したりできるという思いを、町外に出てる地元の方と共有をするべきであると私自身思っております。そのことが、将来は、今は未指定ですけど町の指定文化財になっていくのではないかと考えておりますので、寄附依頼をしっかり、また応援依頼を、ベースは行政が作りますが、地元の方がやはり一緒になってやっていただきたいと思っております。

続きまして、パパママ応援子育て拠点整備事業、87番でございますが、これは阿蘇フォークスクールを改修いたしまして、町の子育て支援の場、交流の場として新たに子育て拠点施設を整備したいと思っております。これは、民間の創意工夫を最大限生かした子育て拠点の整備を図るために、やはりこの建物自体は、もちろん制限はあると思いますが、やはり譲渡した上で、当然、これは要件というのをたくさん付けて、きちんとそれをやっていただくというところでございます。そこに民間がやることによって、さらに民間からの寄附であったり賛同というのは得られると思いますので、まずは企業版ふるさと応援寄附金等も使わせていただきたいと考えております。

続きまして、40番のパパママ応援子どもの遊び場づくり補助事業でございますが、これはニーズ調査を行ったときに、子供と遊ぶ場所が少ないと。もっと公園を増やしてほしいと。とにかく公園の要望が一番各地域から上がっているのは事実でございますので、地域団体が維持管理する所有地に、新たに遊具を設置する事業でございます。これもやはり行政は二の足を踏むわけです。管理も含めていろんなところもあるかと思いますが、やはり、町民の声にしっかりと耳を傾ける。お母さん、お父さん方の声に傾けるというところであると思います。私といたしましては、以前、計画を少しいたしておりました高森湧水トンネルのど真ん中に公園を作るというような素案が、以前、担当課長が上がっておりまして、非常にいい素案だったわけでございますが、まだまだ、これは予算も含めて非常に厳しいということを、相当、見た目で熊本市とか大津の公園とか、阿蘇市の公園のようになるには、ものすごい費用がかかるということで、費用対効果ということもありますが、一方では、

湧水トンネルの来客者数を考えますと、もしくは、今後整備する千本桜の来客者数を想定いたしますと、南在のあの辺であれば、十分、費用対効果はあるのではないかなと、町民以外の町外から来られた観光客の子供さんも大事にする高森町であるべきと考えているところでございます。今回は、地域の団体ですが、将来的には、それをぜひ次の世代で実現していただきたいと考えているところでございます。

以上、説明をちょっと選びながらさせていただきました。ほかにも御質問等あると思いますし、委員会等でもこれたぶん協議を一つ一つなされると思いますので、どうぞしっかりと協議していただきまして、私が今御説明したとこで足りないところを再度聞いていただければ幸いでございます。一応、これで令和7年度当初予算の概要について説明をさせていただきましたので、御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「休憩しよう」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） それでは、しばらく休憩したいと思います。2時45分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、本田生一君。

○9番（本田生一君） 9番、本田です。

企業版ふるさと納税地方創生基金活用事業、これは番号が87番となっておりますが、38番だと思いますが、パパママ応援子育て拠点整備事業、阿蘇フォークスクールを改修し、子育て拠点施設を整備しますというようなことで、今回、事業の目的といたしまして、安心して子育てができる環境の充実を図るため、老朽化している阿蘇フォーカスクールを改修し、町の子育て支援の場、地域交流の場として新たに子育て拠点施設を整備するというようなことで、事業内容につきましては、子育て関連の利活用に限定した上で、活用団体をプロポーザルにより公募というようなことになっておりますけども、私、横文字があまり詳しくございませんので、このプロポーザルというようなことで、英語ではこれが提案、企画、申込みなどを意味する言葉であるということでありますけれども、ビジネスシーンでは業務の委託

先や建築の設計者などを選ぶ際に、複数のものに企画を提案をしてもらい、その中から優れた提案を行ったものを選定する方式と書いてございますけども、今後の進め方といたしまして、この公募の期間等について、そして、いつごろまでにこれが決定をなされるのかというところを、担当課の福祉課長にお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）このパパママ応援子育て拠点整備事業につきましては、阿蘇フォークスクール（旧上色見小学校校舎）を子育て拠点施設として整備するものでございます。

ここに書いてありますとおり、事業内容といたしましては、子育て関連の利活用に限定した上で、活用団体をプロポーザル方式、提案型により公募いたします。今回、企業版ふるさと納税から補助金として3,500万円を活用団体に交付し、施設の改修を行っていただくよう計画しております。ここに書いていますとおり、民間の創意工夫を最大限生かした子育て拠点の整備を図るため、活用団体に施設及び土地の所有権を無償譲渡することとしております。本整備事業によりまして、子育て支援の場としてはもちろんのこと、地域住民との交流の場としても活用していくたいと考えております。

現在、計画しておりますスケジュールといたしましては、本年6、7月頃にプロポーザルにより公募を行いまして、活用団体を決定いたします。活用団体が決まりましたら、今年度中にこの阿蘇フォークスクール（旧上色見校舎）の改修を行っていただくよう計画しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）9番、本田生一君。

○9番（本田生一君）6月、7月頃に応募を開始をし、今年度中にこれを決定し行われるというようなことでございますけれども、今現在、フォークスクールの跡を利用されている方が今もおられると思いますけども、この方も当然応募をされると思いますけれども、結果、どの団体が決まるか分かりませんけれども、今後、この決定後において改修が行われると思いますけれども、今までフォークスクールが管理をいたしておりました。今回、町のほうで企業版ふるさと納税地方創生基金を活用していただきまして、旧上色見小学校を残していただきますことにつきまして、私のほうから心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。以前、私も一般質問等におきまして、町長にこのフォークスクールのことにつきましていろいろお願いをしてまいりました。フォークスクールのことにつきましては、地元の方だけでなく、町民の方々の協力、また、応援等もしていただいたところでございます。

県内外からの方が高森にぜひこの学校を残してほしいというようなこと等の要望等もございました。今回、このように上色見小学校を残していただき、町長もいつも言われておりますけども、先ほど観光関係においてもいろいろ述べられております。今後におきましても、この私どもの地元におきましては、熊野座神社があつたり、この上色見小学校等を残していただきまして、今後の観光等の一役を担うのではなかろうかと期待をしているところでございます。今回、このように町のほうからやつていただきますが、今後におきましても、どの団体がなされるか分かりませんけども、今後とも町の御協力を私のほうからも切にお願いを申し上げておきます。町長のほうには本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。終わります。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、各常任委員会に付託されました。

-----○-----

日程第31 議案第34号 令和7年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第31、議案第34号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第34号で提案いたしました令和7年度高森町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,321万8,000円としております。前年度と比較しますと7,236万1,000円少ない予算総額となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。

第1款1項1目一般被保険者国民健康保険税に1億2,652万1,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

第6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金に7億5,351万8,000円を

計上しております。

9ページを御覧ください。

第10款繰入金、1項1目一般会計繰入金を総額で8,153万7,000円計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。14、15ページをお開きください。

第2款保険給付費の各項に医療機関等に支払う給付費を計上しております。総額で7億2,083万2,000円を計上しており、歳出予算の約7割を占めております。前年度より4,926万4,000円減少しております。

16ページをお開きください。

第3款国民健康保険事業費納付金の各項に県に治める医療給付費等の納付金を計上しております。総額は2億1,381万2,000円であり、前年度より3,871万9,000円減少しております。

17ページをお開きください。

第6款2項1目特定健康診査等事業費に1,837万6,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしますて、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第32 議案第35号 令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第32、議案第35号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第35号で提案いたしました令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,423万8,000円としております。前年度と比較しますと416万1,000円多い予算総額となっております。

歳入予算の主なものについて御説明を申し上げます。6ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料に合計で8,807万8,000円を計上しております。

第3款1項1目一般会計繰入金に4,552万6,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。8ページをお開きください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金に1億3,157万6,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第33 議案第36号 令和7年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第33、議案第36号、令和7年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第36号で提案いたしました令和7年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,621万6,000円としております。前年度と比較しますと606万1,000円少ない予算総額となっております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。

第1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料に1億3,073万円を計上しております。

第3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金に1億6,980万円を計上しております。

7ページを御覧ください。

第4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金に2億5,380万円を計上しております。

第5款県支出金、1項1目介護保険給付金に1億3,570万円を計上しております。

8ページをお開きください。

第6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金に1億1,750万円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。11ページをお開きください。

第1款総務費、3項介護認定審査会費に介護認定調査や審査会に必要な経費として合計で1,256万1,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

第2款保険給付費の各項に各介護サービスの給付費を計上しています。第1項から6項までの総額として9億4,000万円を計上しており、歳出予算総額の9割を占めています。

次に、13ページから15ページにわたり、第5款地域支援事業費の各項に介護予防や生活支援地域包括支援センター関連の事業費として、総額で4,406万6,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願ひいたします、説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第34 議案第37号 令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第34、議案第37号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）議案第37号で御提案いたしました令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

令和7年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,906万8,000円としております。

6ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第1款財産収入につきましては、基金運用利子を1,338万円を計上しております。

第2款繰入金において基金繰入金として1,438万円を計上しております。

次に、7ページで歳出について御説明いたします。

第1款農業用水費につきましては、例年必要となります経常経費を総額で2,059万1,000円を計上しております。

最後に、予備費といたしまして509万6,000円を計上いたしました。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします、提案説明といたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委

員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第35 議案第38号 令和7年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第35、議案第38号、令和7年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第38号で御提案いたしました令和7年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、御説明をいたします。

予算書の1ページ目をお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,000円としております。

次に、6ページをお開きください。歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息合計2,000円を計上しております。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。

第1款第1項第1目鉄道経営対策事業費、24節積立金につきましては、歳入予算と同様に自治体基金及び民間基金の利息合計2,000円を計上しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

日程第36 議案第39号 令和7年度高森町簡易水道事業会計予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第36、議案第39号、令和7年度高森町簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）議案第39号で御提案いたしました令和7年度高森町簡易水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

令和7年度より地方公営企業法の適用を一部受けて予算編成したものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

今回は初めての予算ということもあり、第1条から第10条までの説明を行い、最後に13ページ以降に詳細な内容等を簡単に説明したいと思っております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条、令和7年度高森町簡易水道事業会計予算は次のところに定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。下記のとおりでなっております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款営業事業収益1億7,654万7,000円。

支出の部、第2款水道事業費用3億3,321万1,000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

まず、収入です。第1款資本的収入4,233万円。

支出の部、第2款資本的支出6,274万9,000円です。

2ページをお開きください。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整備する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,500万円及び500万円である。

第5条、債務負担行為をすることができる事項は、期間及び限度額は次のとおりと定める。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

第7条、一時借入金の限度額は1,878万8,000円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を利用することができる場合は次のとおりと定める。

第9条、次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

第10条、簡易水道事業運営のため、一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は5,714万1,000円である。

続きまして、13ページをお開きください。

令和7年度高森町簡易水道事業会計予算実施計画明細書、収益的収入及び支出について御説明をいたします。

まず、収入の部ですが、水道事業収益の中で、第1款営業収益、第1目給水収益として9,128万7,000円を計上しております。これは水道料金となります。

次に、第2項営業外収益として、基金運用収益、他会計補助金等で8,415万円を計上しております。

支出の部ですが、第1目原水及び浄水費で4,236万2,000円となります。

次に、14ページをお開きください。

第2目配水及び給水費で1,148万5,000円を計上しております。第4目総務費として3,595万4,000円を計上しております。第5目減価償却として2億1,550万4,000円を計上しております。

続きまして、16ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の部ですが、第3目補助金として2,354万2,000円、第1目工事負担金として1,878万8,000円を計上しております。

支出の部ですが、第2目配水及び給水施設改良費で1,878万8,000円、第1目企業債償還金で4,346万1,000円を計上しております。

最後に、予備費として収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明といたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたし

ました。

-----○-----

日程第37 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君） 日程第37、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。3月7日及び3月10日から3月13日まで、休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日及び3月10日から3月13日までは、休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後3時17分